

知的財産分野におけるアジアとの協力について

～アセアン、インドを中心に～

Intellectual Property Cooperation with ASEAN, India and Asian countries



特許庁 総務部国際協力課地域協力室長 **南 宏輔**

1993年特許庁入庁。事務機器、半導体露光、計測等の審査、審判に従事するほか、調整課審査基準室、審判課審判企画室、調整課審査企画室長等を経て、2013年1月より現職。



特許庁 総務部国際協力課地域協力第一班長 **上田 真誠**

2003年特許庁入庁。流体機械、研削加工等の審査に従事するほか、企画調査課を経て、2012年6月より現職。



特許庁 総務部国際協力課地域協力第二班長 **野田 洋平**

2002年特許庁入庁。材料分析、応用光学等の審査に従事するほか、総務部企画調査課技術動向班、米国ワシントン大学ロースクール Visiting Scholar を経て、2012年7月より現職。



特許庁 総務部国際協力課地域協力室海外協力班長 **本澤 功**

1984年特許庁入庁。国際出願室方式審査専門官、在ジンバブエ日本国大使館二等書記官、マレーシア JICA プロジェクト長期専門家、情報システム室海外協力班長等を経て、2012年7月より現職。

1. はじめに

アセアン、インドなどのアジア新興国市場が、日本企業にとって今後一層重要な市場となることが見込まれるなか、日本からそれらの国々への特許出願等の数も増加傾向にある。

一方で、アジア新興国の多くの国は、法制度や審査体制等の整備の点で不十分な側面がある。我が国は、知的財産の専門家の派遣や各種研修の提供など様々な形態を通じて、これら新興国などに対する支援・協力を積極的に推進してきた。

本稿では、知的財産分野におけるアジアとの協力について、アセアン、インドを中心に紹介する。各国、地域の現状と課題について触れた後、これを踏まえた我が国

の支援・協力の内容を、今後の方針にも言及しながら、国及び地域ごとに紹介する。

2. 現状と課題

2.1 アセアン

2.1.1 経済統合に向けた取組

東南アジア諸国連合 (Association of South-East Asian Nations)、通称アセアン (ASEAN) は、2011年には域内人口は5億9791万人 (世界全体の8.7%)、域内GDPは2兆1,351億米ドル (世界全体の3.1%)、総貿易額は2兆4,925億米ドル (世界全体の6.9%) に達している巨大市場である。

アセアンは、1967年にインドネシア、マレーシア、

表1 アセアン基礎情報

	ブルネイ	カンボジア	インドネシア	ラオス	マレーシア	ミャンマー	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム
1. 基礎情報										
人口(百万人) (2011年)(※1)	0.4	15.1	241.0	6.3	29.0	62.4	94.2	5.3	64.1	89.3
一人あたり名目GDP (US\$)(2011年)(※1)	41,662	853	3,510	1,320	9,941	824	2,386	50,000	5,395	1,374
日本からの輸出(10億 円) (2012年)	15	19	1,619	11	1,413	100	946	1,859	3,489	857
日本への輸入(10億円) (2012年)	478	32	2,576	10	2,621	54	745	700	1,886	1,203
2. 条約加盟状況										
WIPO	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
TRIPS(※2)	○	△	○	△	○	△	○	○	○	○
パリ条約	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
PCT	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○
ハーグ協定	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
マドリッド・プロトコル	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○
商標法条約	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×
シンガポール条約	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
3. 知的財産庁										
所管	ブルネイ知的財産 (BruIPO)(※3)	産業財産部 (DIP)(特許) 知的財産部 (IPD)(商標)	インドネシア知 的財産権総局 (DGIPR)	知的財産部 (DIP)	マレーシア知的 財産公社 (MyIPO)	知的財産課(IP Section)	フィリピン知的 財産庁 (IPOPPL)	シンガポール知 的財産庁 (IPOS)	タイ知的財産 局 (DIP)	ベトナム国家 知的財産庁 (NOIP)
上級官庁	経済開発委員 会	鉱工業エネル ギー省(特許) 商業省(商標)	法務人権省	科学技術省	国内取引・消費 者行政省	科学技術省	貿易工業省	法務省	商務省	科学技術省
職員数	27	DIP: 20、IPD: 78	555	23	432	-	257	203	399	309
4. 出願件数(2012年) (※4)										
特許	31	43	6762	-	7027	-	2994	9685	6752	3959
実用新案	-	2	219	-	(特許に含まれる)	-	715	-	1486	298
意匠	20	47	4612	-	2082	-	1225	1561	3482	1946
商標	1126	5140	62455	2565	31876	-	20030	20150	44872	29578

出典:1. 人口とGDPはIMF World Economic Outlook, Apr. 2013、日本からの輸出入額は財務省貿易統計、2. WIPOホームページ、3. 及び4. 2013年4月時点でのアセアン各国からの報告による
 ※1 カンボジア、インドネシア、ミャンマー、ベトナムはIMF推計値、※2 カンボジア、ラオス、ミャンマーは、後発開発途上国であり、2021年7月までTRIPS協定の履行義務を負わない、※3 ブルネイは2013年6月に新組織に移行。職員数は2013年4月時点のもの、※4 表中の「-」は、制度が存在しないか、統計が存在しない。

フィリピン、シンガポール、タイの5か国による外相会議で署名された「バンコク宣言」により設立された。その後ブルネイ(1984年)、ベトナム(1995年)、ミャンマー(1997年)、ラオス(1997年)、カンボジア(1999年)が参加し、現在は10か国となっている。

アセアンが経済統合に向けた取組を本格的に開始したのは1990年代後半からである。1997年に開催された第2回ASEAN非公式首脳会議で採択された「ASEANビジョン2020」では、地域の発展を目指す2020年までの中期ビジョンが示され、1998年に開催された第6回ASEAN公式首脳会議において採択された「ハノイ行動計画」では、「ASEANビジョン2020」実現のための最初の行動計画(6か年計画)が採択された。さらに、2003年の第9回ASEAN首脳会議では、「安全保障」、「経済」及び「社会・文化」の3つの柱からなるASEAN共同体を2020年までに設立することに合意し、2007年1月の第12回ASEAN首脳会議では、2015年までのアセアン共同

体創設加速に関するセブ宣言が署名された。アセアン経済共同体(AEC)は、アセアン共同体の一つの柱であり、2007年11月の第13回ASEAN首脳会議では、ASEANの法的地位を定める「ASEAN憲章」が署名されるとともに、アセアン共同体の一つの柱であるアセアン経済共同体(AEC)の工程表を定めたAECブループリントが採択された。2012年にはAECブループリントの実現に係る中間レビュー¹がなされており、アセアンでは現在も経済統合に向けた取組が進んでいる。

2.1.2 知財に対する取組

次にアセアンの知財に対する取組を紹介する。アセアンにおける知財の枠組みは、1995年の第5回アセアン公式首脳会議で署名された「知的財産協力に関する

1 AECブループリントのインプリメンテーションの中間レビュー
http://www.eria.org/publications/key_reports/mid-term-review-of-the-implementation-of-aec-blueprint-executive-summary.html

枠組協定」に始まる。この枠組み協定では、地域的及び国際的な特許 / 商標保護のためのアセアン特許 / 商標庁を含むアセアン特許 / 商標制度の設立の可能性を探ることが明示された。翌年には、アセアン加盟国の知的財産担当部局の長により構成される「アセアン知的財産協力作業部会 (AWGIPC; ASEAN Working Group on Intellectual Property Cooperation)」が設立され、その後は AWGIPC が中心となってアセアン域内の知財協力を推し進めていくことになる。

2004 年 11 月の第 10 回 ASEAN 首脳会議で採択されたビエンチャン行動計画 2004-2010 を受けて作成された「アセアン知的財産権行動計画 2004 – 2010」、さらにはその後の「アセアン知的財産権行動計画 2011 – 2015」と、アセアンは知財に関する行動計画を策定している。最新の行動計画では、1) アセアン各国の経済や知財庁のレベルの違いに配慮しながらバランスの取れた知財システムを構築すること、2) 国際知財保護システムへの参画に対応して法的インフラを発展させること、3) 知財をイノベーションと開発のツールとして確立すること、4) ダイアログパートナーや各種機関との緊密な関係を構築すること、5) アセアン各

国の知財庁の人的・組織的な能力を向上させることを戦略目標として掲げている。

具体的な行動計画としては、アセアン加盟国の知的財産庁間の特許分野におけるワークシェアリングの枠組みであるアセアン特許審査協力 (ASPEC; ASEAN Patent Examination Co-operation) の実施、マドリッドプロトコル・ハーグ協定といった知的財産関連条約への加盟、日本・米国・欧州・中国といった関係国との協力強化のほか、域内各知財庁のインフラ近代化として、データベースの整理・正確性の向上、特許・商標文書のデジタル化、ASPEC の運用を強化するための IT プラットフォームの実装などの情報関連施策も掲げられている。

このように、アセアンは当初、地域の統一的特許・意匠・商標の登録制度を目指していたが、現在では PCT やマドプロ等の国際的制度への参加や審査協力といった緩やかな連携に力を入れるようになっている。これは、アセアン各国の発展段階の差の大きさや、言語の違いなど統一した制度の導入を難しくする要因があることのほか、資金面でも問題があったと考えられる。

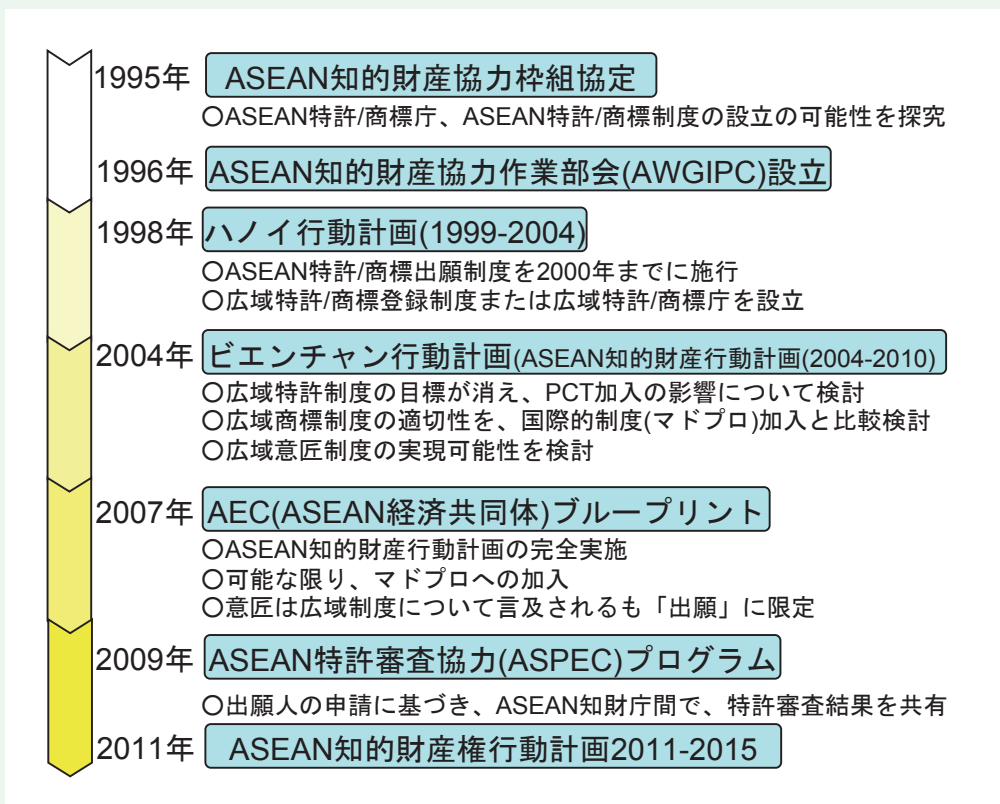


表2 アセアン内の知財協力に関する経緯

- 2011年8月、インドネシア・マナドにおいて開催されたアセアン経済大臣会合にて採択。
- 2015年に控えたアセアン経済統合に向け、AECブループリントの下に策定された、アセアン知財行動計画2004-2010の上に構築。
- 28の計画と、その達成目標を、5つの観点で戦略目標 (Strategic Goals) に分類し設定。

5つの観点で戦略目標を分類

迅速・的確・利用可能性の高い知財サービスを提供すべく、バランスの取れた知財システムの構築

- ✓ 2015年までに、平均6ヶ月で商標登録可能にする(異議がない場合)
- ✓ ASEAN特許審査協力 (ASPEC) の完全履行 (2015年までに利用率を5%以上に)
- ✓ 民族商品・サービスの地域分類の策定
- ✓ 知財エンフォースメント地域行動計画の策定
- ✓ 著作権、地理的表示、伝統的知識等の保護強化、知財実務者の能力向上
- ✓ 2015年までに著作権のアセアン域内での集団的管理の確立
- ✓ クリエイティブ・アセアン

アセアン加盟国の国際知財保護制度への参加

- ✓ 2015年までにマドプロ、ハーグ協定(7か国)、PCTへの加入

知財の創造・意識向上・活用の体系的な促進

- ✓ 域内特許ライブラリーのネットワークを学校や大学に構築
- ✓ 知財啓発活動の推進
- ✓ 技術移転・商業化の意識向上、中小企業の知財活用強化

国際的なIPコミュニティへの活発な参加及び各種機関との連携強化

- ✓ 世界知的所有権機関 (WIPO) と2年単位の地域計画の実施。
- ✓ 日本国特許庁を含むダイアログパートナーとの協力強化。
- ✓ WIPOやWTOのフォーラムや域内のステークホルダーとの連携強化。

アセアン地域の各知財庁の人的・組織的な能力向上

- ✓ 特許・意匠・商標審査官の能力の強化を域内各国のニーズ調査を踏まえ体系的に実施。
- ✓ 2015年までの特許・商標書類の電子化を含む、各知財庁のインフラ近代化。



表3 アセアン知的財産権行動計画 2011-2015 の概要

2.1.3 アセアンの知財についての課題

(1) 知財制度

アセアンは、10か国すべてがWTO加盟国であり、後発開発途上国であり知的財産法が未整備のミャンマーを除き、知的財産権に関する法律は存在する。しかしながら、法の実際の運用については不透明な部分が多く、また侵害行為に対する救済措置の運用が十分でないと言われている。特にアセアンでは、いわゆる模倣品の多くは中国からの輸入によるものと言われており²、税関による差止めなど、国境措置の強化が求められている。さらには、権利行使の前提となる権利付与の段階においても、アセアン各国の知的財産庁が適切に権利を付与できるよう人材育成や情報システム整備を行っていく必要がある。

(2) 知財情報

今後の事業展開先として有望視されるアセアンにおける知財情報の調査目的としては、先行技術調査に比べ、

企業が進出する際における権利調査 (FTOサーチ) の方が現時点では重要である。

アセアン主要国の特許庁は、日本の特許電子図書館に相当するインターネットサービスを一応整備しているものの、一部の国は、公報に権利クレームが掲載されていない、英語での検索機能を提供していないなど、調査環境として必ずしも十分ではない。

また、商用データベースについては、多くの収録源となっているDOC-DB自体、国・年代によって未収録のデータが多く、結果、提供されるデータベースサービスも網羅的なものとなっていない。

このようにアセアン各国における特許を含めた知財情報を簡単に検索できる環境の整備は十分とは言えない状況にあり、現地の事務所を頼る以外に調査手法がない部分も多いとされる。

こうした状況については、例えば、知的財産管理 Vol.63 No.7 2013の「ASEAN 特許調査に関する研究」においても、「ASEANの特許情報は不完全な場合が多く、商用データベース (DB) を用いても日米欧の

2 「2012年度 模倣被害調査報告書」(2013年3月)

特許を対象として調査する場合と同様のクオリティーを期待することは困難であることが分かってきた。」とも指摘されるところである。

2.2 アセアン各国

続いて、アセアン各国の現状を紹介する。上述のようにアセアン各国では、エンフォースメントを含めた知財制度の運用に課題のある国が多い。日本政府は、知的財産の制度・運用の向上のために、アセアンの多くの国と経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）を締結してきた。また、日－アセアンの関係でも、日アセアン包括的経済連携（AJCEP）が締結されている。これらを含めたアセアン各国の現状について紹介するが、紙面の都合上、インドネシア・ベトナム・ミャンマー・シンガポールの4か国について紹介する。

2.2.1 インドネシア

(1) EPA、法改正

1949年にオランダから独立したインドネシアでは、1961年に商標法（2001年に最新法改正）が、1989年に特許法（2001年に最新法改正）が、2000年に意匠法が制定された。しかしながら、これらの法律は日本企業からみて実効性が必ずしも高くないものであった。

その後、日本とインドネシアとのEPAは2008年7月に発効した。知財関連では、審査・審判結果の提供に基づく早期審査制度の導入、部分意匠の導入、意匠権の効力範囲の拡大、周知商標の保護強化、包括委任状制度の導入など他のEPAと比べた場合に数多くの項目がある。

現在、インドネシア政府は、形状や音・ホログラムなどの新しい商標、意匠保護期間の延長、マドプロやハーグ協定への対応とともに、EPA履行のための法改正案を国会に提出しているものの、審議が進んでいない模様である。引き続き法改正の状況を注視していく必要がある。

(2) 模倣品問題

インドネシアにおいても模倣品による日系企業の被害は深刻であり、水際措置の強化が望まれている。違法

な模倣品による仮差止と仮処分は関税法、商標法、特許法等に規定されているものの、これらの法律に基づく申請の条件や手続についての規定が存在しないという問題があった。2012年7月には、これらの問題に応える形で最高裁判所が仮差止と仮処分に関する規則を制定した。現在は、この規則を実行に移すためのガイドラインを準備しているとのことである。法律に基づき本規則が効果的に機能する体制の早期整備が望まれる。

2.2.2 ベトナム

(1) EPA

1981年に制定された「技術改良、生産合理化及び発明のための革新に関する規則」が、ベトナムでの最初の知的財産に関する規則である。その後商標や意匠に関する規則が制定された。これらは規則レベルのものであったが、1995年には民法の中で産業財産に関する章が制定され、現在のベトナム知的財産制度の基礎となっている。2005年には、特許・意匠・商標・著作権ほか多数の知的財産権を扱う独立したベトナム知的財産法が制定されている。

日本とベトナムとのEPAは2008年7月に発効した。その中では、公証義務の原則禁止、優先権証明書の翻訳認証の禁止などの手続面での簡素化とともに、コンピュータプログラム関連発明の保護といった審査面の運用明確化がなされた。

(2) 模倣品問題

日ベトナムの間では、ベトナムの投資環境を改善するために、日越共同イニシアティブという枠組みが2003年4月の日越両国首脳の合意によって設置されている。この枠組みは、約2年間のフェーズ毎にベトナムの投資環境を改善するために実施すべき内容を行動計画として取りまとめ、進捗評価を行っていくものである。知的財産権侵害の取締強化等、知的財産に関する行動計画が実施されてきており、2013年7月に第5フェーズが開始されたところである。

2.2.3 ミャンマー

近年急速に民主化の進むミャンマーの大きな課題の一つが、知的財産に関する法律が存在しないか、存在して

いるとしても機能していないことである。また、特許・意匠・商標といった産業財産権の登録を行う知的財産庁も存在しない。後発開発途上国であるミャンマーは、2013年6月末までにTRIPS協定に沿った知財制度を確立する必要があった。この期限は2021年7月1日まで延期されることが決まったものの、なおミャンマー政府は知的財産法の新法制定への取組を進めているところであり、早期の知財制度確立が望まれる。

2.2.4 シンガポール

(1) EPA、法改正

シンガポールは、英国の植民地時代である1937年に英国特許の再登録制度を採用したことが知財制度の始まりであり、その後1939年の商標規則制定に伴い商標特許登録局が設立された。1995年には新特許法が、1998年には新商標法が、2000年には新意匠法が施行された。

日本は、2002年に初のEPAをシンガポールと締結した。知的財産に関しては、日本国特許庁をシンガポール特許法の修正実体審査における「所定特許庁」に指定することが盛り込まれている。

シンガポールはアジアでのグローバルな知財ハブとなることを知財戦略として掲げている。シンガポールの特許法では従前、自己評価制度(self-assessment system)が採用されていた。この制度は、出願された発明に関して作成されたサーチレポートにより特許性がないと判断されたからといって特許が付与されないというものではなく、出願人の責任においてクレーム等を補正することにより特許を可能にするものである。しかしながら、2009年に、自己評価制度からポジティブグラント制度に移行する特許法改正が行われた。ポジティブグラント制度のもとでは、知財庁により肯定的な評価が得られた場合に特許が付与されることになり、日本国特許庁や他の多くの知的財産庁が採用している仕組みと同様のものとなる。

(2) 審査官採用

シンガポール知財庁では、過去の自己評価制度のもとでは、特許の実体審査を行う審査官が存在せず、他国の知財庁にサーチを外注したり、修正実体審査を受け入れ

ることを行ってきた。しかしながら、2009年の制度改正にあわせて、シンガポール知財庁では新たに特許審査官の採用を開始し、2013年5月には特許審査を行う組織が新設された。審査官のほとんどはバイオテクノロジーや薬学、化学、ナノ材料、半導体、情報通信技術の専門家であり、従来のサーチ外注に加え、分野を限定して自らも審査を行っていくようである。

(3) 知財ハブ基本計画

シンガポール法務省により設立された知財運営委員会が2013年3月に公表した「知財ハブ基本計画(IP Hub Master Plan)」では、シンガポールが(1)知財取引・管理のハブ、(2)質の高い知財出願のハブ、(3)知財紛争解決のハブを通じてアジアでのグローバルな知財ハブとなることが戦略目標として描かれている。

このうち、(2)質の高い知財出願のハブを目指すための提言としては、i)知財庁の能力強化、ii)他庁との連携、iii)特許代理人の数・質の強化を打ち出している。これらの提言を実行することにより、シンガポールを第一庁とする特許出願を増加させること(quality IP filings)を目指している

具体的なアクションとしては、他庁(欧州特許庁、日本国特許庁等)の協力を得つつ特許審査の質と早さ・コスト競争力を確保すること、ISAを目指すこと、仮出願制度の認識を高めること、PPHを推進すること、軽減税を導入すること等が挙げられている。

2.3 インド

2.3.1 日本企業の進出

インドは、名目GDPが2003年の約6176億ドルから2013年の約1兆8480億ドルにまで増加する等、市場としての中長期的な重要性が高まっている。日本企業の進出も進んでおり、現在、自動車分野、電気電子分野、食品分野等の企業など900社以上が進出している。現地に研究開発拠点を設置する動きも進んでおり、インド現地で生み出されるイノベーションも増加している。また、2011年8月には日印包括的経済連携協定も発効している。

こうした中で、日本出願人によるインドへの特許出願も急増しており、2003年の370件が2011年には

5,048件と、ここ10年足らずで10倍以上に増加している。また、日本からインドへの意匠出願、商標出願についても、2010年の368件（意匠）、977件（商標）から、2011年の625件（意匠）、1,623件（商標）へと増加している。一方で、日本出願人以外による出願も含めたインドの出願件数全体も増加しており、日本出願人によるインドへの出願は増加しているものの、欧米からの出願と比較するとまだ少ないのが現状である。

2.3.2 インドの知財政策

インド全体の出願件数が急増している中で、インド政府は様々な知財政策を進めている。

2012年9月には、国家知的財産権戦略の草案を発表している。本草案には、審査処理の迅速化や電子化の推進を含む特許意匠商標総局の機能強化、エンフォースメントの改善、実用新案制度の導入、営業秘密保護制度の整備など、知的財産制度の創造を推進し、その活用を奨励するために政府が採る必要のある措置の方針が示されている。

また、インド特許意匠商標総局が、特許出願の滞貨削減に向けて今後5-7年間かけて特許審査官を500人増員する予定との情報もある。本年6月には、インド

特許意匠商標総局がコンピュータ関連発明についての審査基準の草案を発表するなど、審査基準の明確化に向けた動きもみられる。加えて、特許審査の待ち期間の情報をインド特許意匠商標総局のホームページ上で公表を開始するなど、情報開示や行政の透明化へ向けた動きも見える。さらに、本年4月にはマドリッドプロトコル議定書に加盟し、7月から出願を受け付けている。また、インドは2007年にISAとして承認されており、ISA稼働へ向けて準備を進めている。

2.3.3 インドの知財についての課題

一方で、インドの知財環境には幾つかの課題もみえる。近年のインドにおける出願件数の増大により、特許審査において審査請求から最初のオフィスアクションまで多くの場合3~5年を要するなど、審査の遅延が生じている。また、特許審査官の増員へ向けた動きがある一方で、新規採用した審査官への研修の充実、審査の質の維持等は一つの課題になると考えられる。また、意匠、商標についても十分な数の審査官が確保されていない可能性がある。また、インドには、4つの特許支局、5つの商標支局があり、各局間での審査基準のバラツキも懸念される（意匠局は、コルカタのみ）。

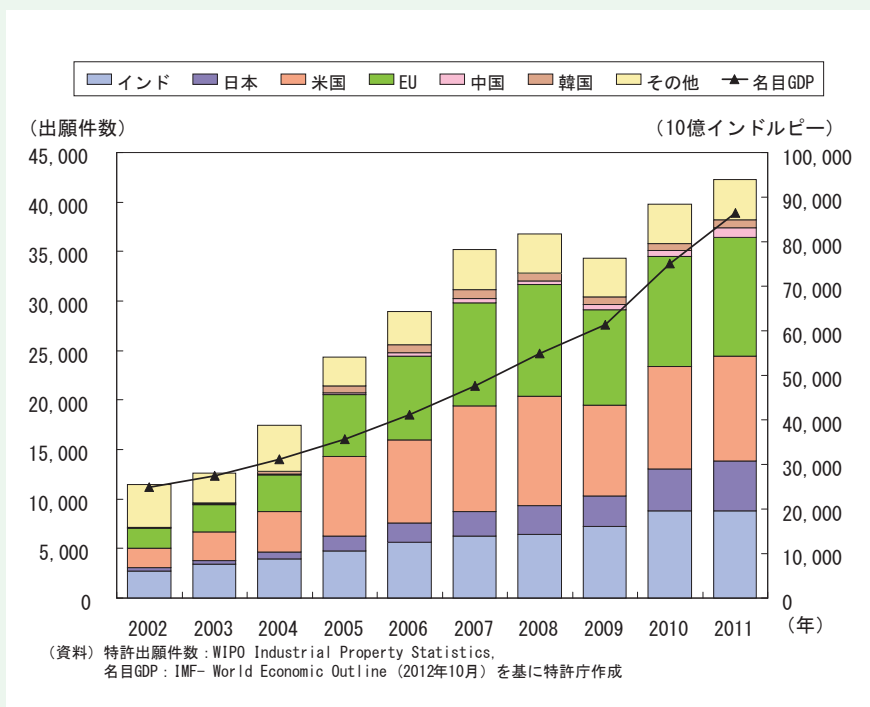


図1 インドにおける特許出願件数とGDPの推移

また、インド政府は2012年3月、ドイツ製薬メーカーが持つがん治療薬の特許に対して、現行法下で初となる強制実施権を発動した。さらに、インド特許法には、「既知の物質について何らかの新規な形態の単なる発見であって当該物質の既知の効能の増大にならないもの」は特許性がないとする第3条(d)の規定があり、2013年4月にインド最高裁により、スイス医薬メーカーの医薬の特許出願に対し、第3条(d)の要件を満たさず特許にすべきでないとの判断が示された。こういったインドにおける医薬品特許を巡る状況に製薬業界からは懸念が示されている。

3. 各国・地域への支援・協力

3.1 途上国支援事業

日本国特許庁は、アジア・新興国を中心とする途上国に対して、知的財産の制度・運用の向上のため、世界知的所有権機関(WIPO; The World Intellectual Property Organization)や独立行政法人国際協力機構(JICA; Japan International Cooperation Agency)とも協力し、技術協力や人材育成支援等を通じて積極的に支援している。以下に、途上国支援事業の概要として、WIPO ジャパン・トラスト・ファンド、招聘研修、JICA 技術協力プロジェクトの概要を紹介する。

3.1.1 WIPO ジャパン・トラスト・ファンド

我が国は、アジア・太平洋地域を中心とした途上国の産業財産権分野の開発協力のため、1987年度より、WIPOに任意拠出金を支出している。WIPOでは、この任意拠出金に基づいて信託基金「WIPO ジャパン・トラスト・ファンド」が生まれ、シンポジウム等の開催、研修生および知的財産研究生の受入れ、専門家派遣、各国特許庁の近代化などの各種プログラムが実施されている。なお、2008年度からは、当初のアジア・太平洋地域を中心とした協力に加え、アフリカ諸国へも支援対象を拡大している。

3.1.2 招聘研修

日本国特許庁では、途上国における知的財産保護強化・

制度運用向上の観点から、途上国における産業財産権制度に携わる人材の育成を支援するために、アジア太平洋地域を中心とする途上国から研修生を招聘し、日本において審査、行政、IT、執行等のコース研修を開催している。また、2009年度から特許審査における検索・審査実務能力の向上を目的とした特許審査実践研修プログラムを開始し、PCTの国際調査機関および国際予備審査機関に指定されたインド・ブラジルの特許審査官を対象として実施している。さらに、途上国において知的財産権の指導的立場にある者や今後そのような立場になる者を長期研究生として招聘し、6ヶ月にわたり自主的な研究活動の場を提供している。これら短期研修及び特許審査実践研修プログラム等を通じて、1996年4月から2013年3月までに、アジア太平洋地域を中心とした63カ国4地域から官民合わせて3,987名の研修生を招聘した。また、研修修了生で組織される同窓会組織を通じて、我が国と途上国との人的なネットワークの構築・維持に努めている。

3.1.3 JICA 技術協力プロジェクト等

日本国特許庁では、政府開発援助(ODA)の実施機関である独立行政法人国際協力機構(JICA)の技術協力プロジェクトを通じて、途上国に長期専門家を派遣し、知的財産制度整備の支援、人材育成協力、普及啓発活動を行っている。この技術協力プロジェクトは、専門家の派遣、研修生の受入れ、機材の供与という3つの協力手段を組み合わせて実施されている。

現在、エンフォースメント強化や審査能力の向上を目的として、インドネシアにおける「知的財産権保護強化プロジェクト(2011年から2015年)」及びベトナムにおける「知的財産権の保護および執行強化プロジェクト(2012年から2015年)」が実施されている。なお、これまで数多くのプロジェクトが実施されており、知財行政改善/知財保護強化を目的として、インドネシアに対して「工業所有権行政改善プロジェクト(2005年から2010年)」、マレーシアに対して「知的財産権人材育成にかかるマレーシア知的財産公社行政能力向上プロジェクト(2007年から2010年)」、機械化支援として、インドネシアに対して「知財行政IT化計画調査(2005年から2007年)」、フィリピンに対して「工

業所有権近代化プロジェクト」およびフォローアップ（1999年から2007年）、タイに対して「工業所有権情報センタープロジェクト（1995年から2000年）、ベトナムに対して「工業所有権業務近代化プロジェクト（2000年から2004年）」、「知的財産権情報活用プロジェクト（2005年から2009年）」、がそれぞれ実施された。

3.2 アセアン各国への協力

特許庁は上記の途上国支援事業のほかに、アセアン各国の課題に応じて特許審査ハイウェイ（PPH）の推進、アセアン各国になされた国際出願の調査報告の作成（管轄ISA）、協力覚書に基づく知財協力等を行っている。以下、インドネシア・ベトナム・ミャンマー・シンガポールの4か国についてこれらの取組を紹介する。

3.2.1 インドネシア

インドネシアとは、2013年6月からPPHの開始について合意した。インドネシアにとっては日本が初のPPH締結国であり、日本にとっては、シンガポール、フィリピンに次いでアセアンで3番目のPPH締結国である。また、同月から、インドネシアになされた国際出願の国際調査を日本国特許庁が行えるようになった。これにより、アセアン主要6か国（フィリピン、タイ、ベトナム、シンガポール、マレーシア、インドネシア）になされた国際出願の国際調査を日本国特許庁が行えるようになった。

3.2.2 ベトナム

2012年2月、ベトナム国家知的財産庁との間で、我が国とベトナムの間で経済、貿易、科学技術を向上させるために知的財産分野の協力を推進することの重要性を認識し、より効果的な知的財産システムをベトナムで構築するための協力覚書を締結した。同協力覚書には、ベトナムにおける知的財産保護の促進を目指した政策に対する助言、審査手続の簡素化、知的財産管理システムの強化、知的財産の普及支援や人材育成等が盛り込まれている。2013年度には、審査官等の専門家を派遣し、ベトナム国家知的財産庁の人材育成などを行っている。

3.2.3 ミャンマー

ミャンマーへの我が国企業からの投資が今後見込まれるなか、ミャンマーでの知的財産関連法の制定、知的財産庁の設立、知的財産庁職員の能力向上などの知財制度整備に関して、ミャンマー科学技術大臣及び同副大臣と我が国特許庁長官は、2013年2月に会談を行った。この会談において、ミャンマーにおける知財制度整備のために日本国特許庁が法案への助言や長期研修生の招聘、セミナーの開催などの協力を行うことを確認した。

10月にはミャンマーの知財制度整備を支援するための官民合同チームを設立した。ミャンマー政府との対話を通じてニーズを把握し、知財法や細則の制定、知財庁早期にミャンマーにおいて知財制度が確立されるための支援を行っていく予定である。

3.2.4 シンガポール

特許審査官の採用と実体審査を開始するシンガポール知的財産庁（IPOS）と日本国特許庁は、特許審査の能力向上、知財専門家の交流、IPOSを受理官庁とするPCT国際出願の国際調査・国際予備審査の管轄化に向けた検討などを含む知的財産に関する協力覚書を締結した。2012年12月からは、IPOSが受理したPCT国際出願に対する国際調査・国際予備審査を、我が国特許庁が管轄することになった。2013年度からは、新たに採用を開始した特許審査官の人材育成のための専門家派遣を行っている。

3.3 インドへの協力

日本国特許庁は、インドにおける知財環境の整備へ向けて、様々な協力を実施している。

上述したように、インドにおいて特許審査官の増員へ向けた動きがあり、審査の遅延や支局間の審査基準のバラツキといったインドにおける課題を解決していくためにも、今後インド審査官等の人材育成が急務になっていくところ、日本国特許庁としても、日本招聘研修、専門家派遣などを通じて、インド特許意匠商標総局の人材育成について協力している。

例えば、日本招聘研修では、約3か月間にわたって特許の実務について詳細に研修する特許審査実践研修プログラムを2009年度から開始しているのを始め、情

報化コース、特定技術コース、行政コース等、様々な研修を実施している。また、今年の4-5月にはインドのISA稼働開始を支援するために、日本からインド特許意匠商標総局へ専門家を派遣し、ISA業務についてインド審査官に対して研修を実施した。

また、インドとの間では2010年から特許の審査官協議を開始し、日本の審査基準や審査実務、特許分類等についてインドへ紹介するとともに、審査実務についての意見交換を行っている。審査官協議は、今のところ、日本から特許審査官をインド特許意匠商標総局へ派遣するかたちで行っており、既にニューデリー、ムンバイ、チェンナイの特許局に派遣し、今年度はコルカタ本局に派遣する予定である。

また、情報分野における協力としては、インドの伝統的知識を収録した「インド伝統的知識電子図書館(TKDL)」について、日本国特許庁は、2011年4月にアクセス契約をインドと締結している。TKDLは、インド政府が、自国の伝統的知識を証拠に拒絶されるべき発明が誤って特許にされるのを防ぐために、インターネットを通じて各国の知的財産庁へ提供している電子図書館である。

また、2012年8月から、ニューデリー事務所に知的財産権部を設置し専従職員を配置して、現地において、日本企業のサポート、知財関連の最新動向の情報収集等を行っている。

日本国特許庁としては、日本企業がインドにおいて、適切に知財権を取得し、活用できる環境を整備するために、引き続き、インド政府との協力や日本企業支援を進めていく予定である。

3.4 途上国進出を支援する特許庁の取組

このように途上国への支援・協力を進める一方、我が国企業のアセアンやインドを含めた海外への進出を支援するため、特許庁では、新興国等知財情報データバンクによる情報提供や海外知的財産プロデューサーによる知財マネジメント支援を実施しているので併せて紹介する。

新興国等知財情報データバンクは、新興国等でのビジネスに関わる我が国の企業の法務・知財担当者等を対象にした情報発信ウェブサイトであり、各国の知財情報を幅広く提供している。海外進出を予定している企業に対

し、今後のビジネスで発生する、海外知的財産リスクを軽減又は回避し得る情報の発信を目指している。

本データバンクは2012年度に開設され、中国、韓国、台湾の東アジア地域を中心に、知的財産制度に加え、特許明細書等の誤訳事例や訴訟対策情報、ライセンス実務に関する情報の提供を開始した。2013年度は、ベトナム、シンガポール、マレーシア、インド等の情報を掲載し、アセアン・インドに進出する企業に対しても情報提供を実施していく。

海外知的財産プロデューサーは、海外駐在経験、知的財産実務経験が豊富な民間企業出身の専門人材で、海外進出先の情勢や制度、事業目的等に応じ、知的財産権の取得・管理・活用、知的財産戦略の策定等、知的財産全般の多様なマネジメントの支援を実施している。

海外知的財産プロデューサーは、(独)工業所有権情報・研修館に配置されており、アセアンへの進出を検討している企業に対しては、アセアンでのビジネス経験や知見があるプロデューサーが中心となって、支援を実施している。

4. 日アセアン協力

4.1 日アセアン特許庁長官会合

4.1.1 協力覚書、アクションプラン

特許庁は、アセアン各国に対する二国間の支援とともに、2015年の経済統合を目標として掲げているアセアン全体に対する支援を強化している。

2012年2月には東京で、日アセアン特許庁長官会合を創設し、また同年7月にはシンガポールで日アセアン間で知的財産に関する協力覚書を締結するとともに、2012年度の行動計画を定めた。2013年4月には第3回の会合が京都で開催され、WIPOや東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)と協力したアセアン支援の強化、アセアンと審査情報を共有するためのIT化支援の強化、審査の実体面に踏み込んだ支援強化を含む2013年度の行動計画を採択した。

4.1.2 ERIAとの協力

東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)は、東アジア経済統合推進のため、政策研究・政策提言を行

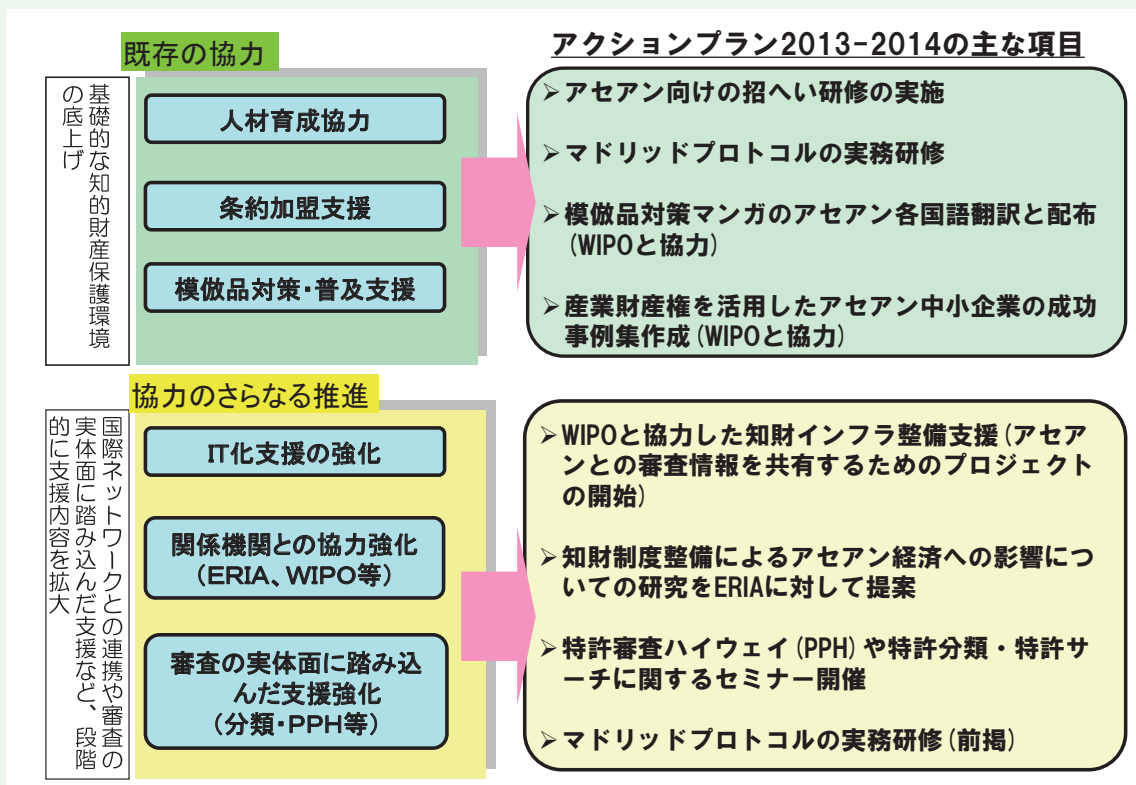


表4 日アセアン知的財産権アクションプラン 2013-2014 の概要

う国際的機関であり、2008年6月3日に正式設立された。参加国はアセアン10か国と日本、中国、韓国、インド、豪州、NZのあわせて16か国であり、アセアン事務局と密接な関係を持っている。

アセアン地域における経済成長のための知財の重要性について研究し、その成果を各国政府の知財の取組につなげていくために、日本国特許庁はERIAを活用していく予定である。2012年度、日本国特許庁とアセアン各国の知財庁は、ERIAに対し、日本の中小企業の知財活用による成功事例についての調査の共同提案を行った。2013年度以降は、知財制度整備によるアセアン経済への影響や、模倣品が経済に与える影響についての研究を行っていく予定である。

4.2 ドシエ情報のアセアンとの共有

2006年の日本国特許庁と米国特許商標庁とのPPH試行開始以降、特許庁間での特許審査のワークシェアリングが広がりを見せている。この広がりはアセアンにおいても例外ではない。その利用実績こそ少ないが、アセアンは「アセアン特許サーチ審査協力 (ASPEC)」と

いう枠組みを既に構築した。

このようなグローバルなワークシェアリングを支えるITインフラを整備する目的で、日本国特許庁は、日米欧中韓の五大特許庁 (IP5) の枠組みにおいて、各庁の審査経過や審査結果等の審査関連情報 (ドシエ情報) をリアルタイムにワンストップで取得することを可能とする「ワンポータルドシエ (OPD)」の開発をリードしてきた。そして、この五庁のOPDは、本年7月に五庁間で稼働を開始するに至った。

4.2.1 グローバルドシエ構想

OPDは、五庁の「グローバルドシエ構想」の下、更なる発展が期待されている。「グローバルドシエ構想」とは、審査関連情報の一括取得のみならず、特許出願に関するあらゆる情報へのアクセスや特許出願に係る手続を可能とするグローバルなITインフラを構築しようという壮大なビジョンであり、2012年6月の五大特許庁長官会合において、その実現に向け取組を進めていくことが合意された。グローバルドシエの利用者としては、一般ユーザー (出願人) も想定しており、「グロー

「バルドシエ・タスクフォース」という五庁の専門家と一般ユーザーの代表者として構成される会合を開催し、ユーザーニーズも取り入れながら、取組が進められている。

現在、このグローバルドシエ構想の中で、長期的には、出願人がワンクリックで複数国への出願を可能とする「クロス・ファイリング」の実現も視野に入れながらも、短期・中期的には、五庁のOPDのサービス・機能を五庁以外の特許庁にも利用可能とし、さらにはそれらを一般ユーザーにも提供することが議論されている。

4.2.2 アセアンへの協力

五庁の議論の中で、日本国特許庁はWIPOと協力して、五庁OPDの五庁以外の特許庁への拡張に向け、着実に取組を進めている。

本年度内には、五庁OPDとWIPOが構築したCASE (Centralized Access to Search and Examination) システムとの試行的な接続を日本国特許庁が実現する予定である。CASEとは、WIPOが中小規模庁向けに開発したドシエ共有システムであり、既に、豪、加、英の特許庁が参加しているものである。

このドシエ情報共有のためのITインフラの拡張は、日本出願人の関心も高く、日本国特許庁がPPHの拡大対象国と考えているアセアンも視野に入れている。

本年度は、WIPOと協力して、ドシエ共有が特許審

査の質の向上、迅速化の上でいかに重要であるかの理解を深めるため、アセアン域内特許庁を対象としたワークショップを開催する。また、ドシエ共有システムの参加に必要なITシステムをアセアン各国の特許庁が有しているのか調査を行う。その後、アセアン域内特許庁に対して必要なシステム開発支援を行い、早ければ来年度のうち、いくつかのアセアン域内特許庁のドシエ共有システムへの参加を実現したいと考えている。

4.3 アセアンの知財情報整備

4.3.1 情報整備の目安と情報の電子化

有効な権利調査を実施するためには、書誌事項、権利クレームを含んだ公報が重要な役割を果たす。

まず、書誌事項については、INPADOC (DOCDB) が収集している以下の13項目の整備状況が一つの目安になる。

- (19) 【発行国】
- (12) 【公報種別】
- (11) 【公開番号】 / 【登録番号】
- (43) 【公開日】
- (54) 【発明の名称】
- (51) 【国際特許分類】
- (21) 【出願番号】
- (22) 【出願日】

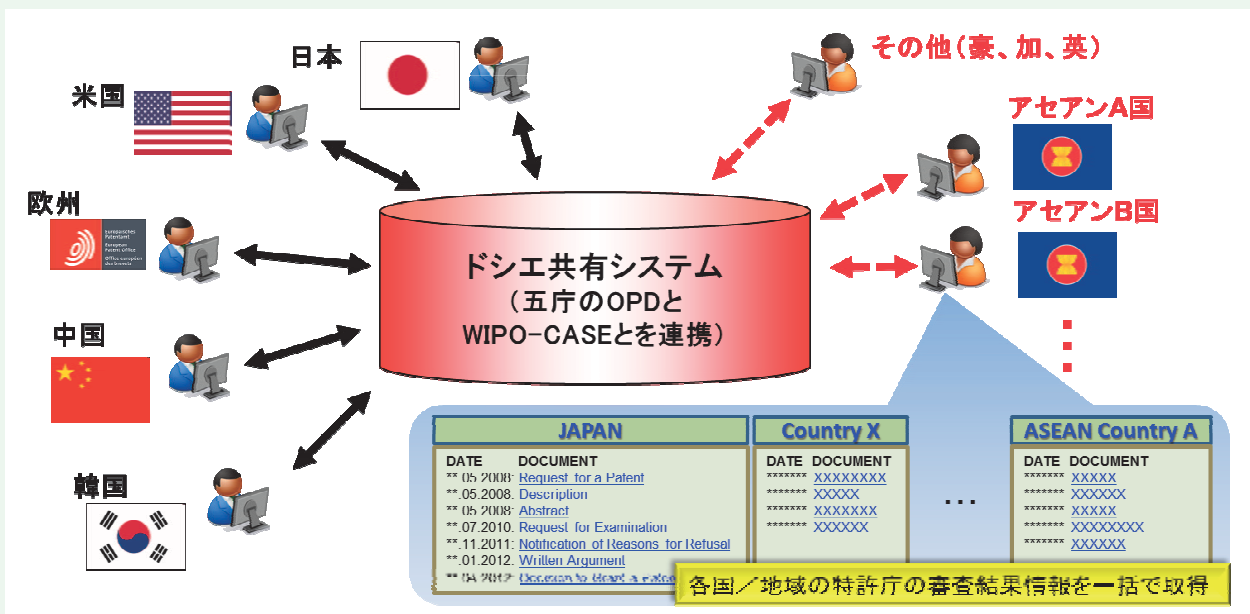


図2 ドシエ情報を共有するシステムのイメージ

- (31) 【優先権主張番号】
- (32) 【優先日】
- (33) 【優先権主張国】
- (71) 【出願人】 / (73) 【権利者】
- (72) 【発明者】

また、公報は、一般的に知的財産権の権利内容を公衆に公示するものであり、知的財産制度を実効性あるものとするために重要な役割を果たす。内容把握には、少なくとも要約を含んでいることが必要であり、(ある場合は) 図面が大きく貢献する。また、登録系公報には、登録されたクレームが含まれていることが重要である。

ここで、図面やクレームについては、すべて公開されていることが望ましいが、少なくとも代表クレームと代表図が必要といえる。

さらに、より有効な調査のためには、国際特許分類の正確な付与と活用、出願経過や権利の状況が確認できる情報があることが望ましい。

そして、これら各情報が少なくともイメージで存在することが有効な調査のためには必要である。さらに、機械可読な情報で提供されれば、テキスト検索や機械翻訳に活用することが可能となり、ユーザーの利便性は格段に増すことになる。

以上は特許の権利調査を主眼に整理したが、意匠や商標についても、基本的に同様である。例えば、意匠であれば、(54) 【意匠に係る物品】、(51) ロカルノ分類 【国際意匠分類】、商標であれば、(511) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】などが整備されていることが望ましい。

4.3.2 データ交換と活用

必要な情報整備と電子化を行った後は、それらが活用される状況におくことが必要である。

そのためには、まず、アセアン各国特許庁間やアセアン各国特許庁と日本を含む世界の特許庁との間でデータが共有されることが必要である。これにより、アセアン各国の無料検索データベースが充実することも期待でき、また、アセアンと日本国特許庁や WIPO とのデータ交換により、日本国特許庁の特許電子図書館 (IPDL) や WIPO の PATENTSCOPE を通じてアセアン各国の

知財情報が提供される可能性もある。

次に、民間部門にアセアン各国の知財情報が流通するようにすることも重要である。これにより、民間部門からユーザーニーズに応じた利便性の高い検索データベースや分析機能等を備えたサービスが提供されることが期待できる。

また、優先権番号に紐付けられたパテントファミリーを活用することにより、例えば、アセアン言語間や日アセアン言語間の辞書作成や機械翻訳の構築が可能となるため、言語障壁を大きく下げることができる。特に、機械翻訳を活用した検索用日本語データ作成を行えば、アセアン各国の知財情報を日本語で検索可能な環境を構築することも可能となる。

4.3.3 アセアン各国への協力

アセアン各国において、究極的には、IP5 などが提供している書誌情報や公報のような全ての情報が提供される状況を目指すこととなるが、まずは、上述の知財情報が整備されているか否かについて整理した上で、整備の目安 (目標) との差分を解消する方向へと進むための必要な情報交換や協力、さらに、支援を検討する必要がある。

日本国特許庁は、長年の知財情報に関する国際協力の経験を踏まえ、電子化協力や電子化されたデータの交換スキーム (受領データ利用条件や送付方法) をアセアン各国特許庁との間でも確立することに関して貢献ができると考える。

また、日本国特許庁には、電子化された公報データの処理 (機械翻訳など) の知見があり、それを踏まえて、アセアン各国に対して協力することも可能である。

ここで、協力等を進めるに当たっては、高度な検索機能や解析機能を目指すよりは、まず、基本的な情報を網羅したサービスをユーザーが利用可能な状況を早急に構築することが最も重要である。

その上で、中国、台湾、韓国特許庁が整備しているような審査経過情報や生死情報を検索可能として、有効な特許だけを査読できる環境の構築を目指していくこととなる。

今後、アセアンの知財情報の充実化・活用に関して、如何なる支援・協力が可能かについては、幅広く御意見

を頂戴しながら、迅速に対応してまいりたい。

5. おわりに

知的財産政策に関する政府方針として、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-(平成25年6月14日閣議決定)」が取りまとめられ、知的財産戦略を推進する取組の一環として、新興国を含めたグローバルな権利保護・取得の支援を進めていくこととされた。

また、「知的財産に関する基本方針（平成25年6月7日閣議決定）」においては、「アジアを始めとする新興国の知財システムの構築を積極的に支援し、我が国の世界最先端の知財システムが各国で準拠されるスタンダードとなるよう浸透を図ること」が目標として掲げられ、「産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築」を政策の柱の一つとして展開することとされた。具

体的な政策課題は知的財産政策ビジョン（平成25年6月7日知的財産戦略本部決定）」に盛り込まれ、これに基づき各施策を実施していくことになる。これには、審査プラクティスの調和など、日本企業がアジア新興国で日本と同様の感覚で知的財産権を取得できる環境を構築することや、エンフォースメントの支援体制を強化すること、通商関連協定を活用して知財活動を円滑化することが含まれる。

我が国は、人材育成支援等の人材協力や専門家派遣、情報化支援など、知的財産システムについての豊富な経験に裏打ちされた様々な支援・協力ツールを有している。各国・地域の現状を正確に分析しつつ、アジア新興国の知財システムの発展に資する適切に選択された支援・協力を進めることにより、日本企業のニーズに細やかに応じながら各政策課題に対応してまいりたい。

